

年間保存版

令和7年

保護者のみなさま

和泉市立鶴山台南小学校

校長 葛城 有理子

非常変災時における措置について

令和5年9月に「和泉市立学校における非常変災等対応マニュアル」が、以下の2点変更されました。

- ① 翌日に警報が発令されること等が予測される場合の「計画休業」を追加
- ② 臨時休業の基準に「大雨警報」を追加

本校でも上記マニュアル改定に合わせ、令和5年9月から以下のように対応しますので、ご確認をお願いします。

《台風等》 ※台風以外でも、下記の警報が出た場合を含みます。

1. 午前7時現在「和泉市」に「大雨警報」「暴風警報」「特別警報」（高波・波浪は除く）が発令されている場合は、臨時休業です。
 - ・複数の警報が発令されていても、上記の警報が発令されていなければ臨時休業とはなりません。
 - ・午前7時以降「大雨警報」「暴風警報」及び「特別警報」が解除されても、その日は「臨時休業」となります。
2. 午前7時以降～午前8時30分までの間に「和泉市」に「大雨警報」「暴風警報」「特別警報」（高波・波浪は除く）が発令された場合も、臨時休業です。
 - ・登校している児童は安全を第一に臨時の緊急措置をとります。
3. 登校後に台風が接近または特別警報等が発令した場合には、児童の安全を第一に緊急措置をとります。（例えば、「給食後全員下校」「学校で待機後下校」など）
4. 下校時に警報が出て危険な場合は教職員の指導による「集団下校」を実施します。
 - ・登校後児童を緊急下校させる場合の対応（お迎え、帰る場所等）をあらかじめお子様と相談しておいてください。

《地震》

1. 午前0時以降、登校前に和泉市域で震度5弱以上の地震が発生した場合、臨時休業となります。
 - ・ただし、午前0時より前であっても、震度7等の大地震が発生した場合における被害状況等により臨時休業とすることがあります。
2. 登下校中に大きな地震が発生した場合は、学校では原則「自宅か学校か、いずれか近い方に避難する」よう指導しています。
 - ・すでに登校してきたお子様、学校に避難してきたお子様については、次の3、「登校後に発生した場合」と同様の対応を行いますので、学校にお迎えをお願いします。
3. 登校後、和泉市域で震度5弱以上の地震が発生した場合、すぐにお子様を迎えに来てください。
 - ・お子様の引渡しを行います。保護者による迎えが難しい場合は、緊急連絡カードに記載されている方への引渡しも可能です。迎えがない場合は、学校で引き続き待機させます。

《計画休業》 計画休業になったら給食はありません。

1. 前日14時までに、翌日に和泉市に「大雨警報」「暴風警報」「特別警報」が発令されること等が明らかに予測される場合、市教委からの指示のもと学校の対応をメール・totoru等でお知らせします。
2. 前日17時までに、翌日に和泉市に「大雨警報」「暴風警報」「特別警報」が発令されること等が明らかに予想される場合も、市教委からの指示のもと学校の対応をメール・totoruでお知らせします。市のホームページでも対応を掲載することです。

学校が緊急の措置をとる場合は、メールでお知らせいたします。メールアドレスを変えた場合は、必ず緊急メールの再登録をすぐにお願いします。「休校措置」の時は、なかよしクラブ（留守家庭児童会）も休みになります。